

成績評価確認制度の趣旨について

2023年3月3日
法学部教務委員会

成績評価確認の制度は、試験またはレポートに関する自己採点の結果と実際の成績評価とが合致しないと思われる場合に、教員の側の採点の内容や基準を質すものです。

したがって、成績評価確認の申請が受け付けられても、**申請に対する回答が即時に得られるものではありませんし、以下のような問い合わせに対しては、一切回答することができませんので、ご注意ください。**

【回答できない問い合わせの例】

1. 出欠に関する問い合わせ

- ・ 欠席が多いから「D」評価なのか。
- ・ 成績評価において出欠が占める割合はどの程度か。
- ・ ○回出席したはずだが、きちんとそうなっているか確認してほしい（K-SMAPY IIで確認してほしい）。

2. 評価方法の内訳に関する問い合わせ

- ・ 小テストと本テストが成績評価に占める割合はそれぞれどの程度か。

3. 根拠が示されていない自己採点に基づく問い合わせ

- ・ 6割はとれているはずだ。
- ・ 自分としては手応えがあった。
- ・ 出席や提出した課題を含めて総合的に判断すれば、単位は取れているはずだ。

上記のような問い合わせにならないためには、**試験やレポートの設問に対して、自身がどのように解答したのかを申請書の④の欄に記入し、それをどういった根拠に基づいて自己採点し、その結果がおよそ何点くらいであるのかを申請書の⑤の欄に記入しなければなりません。**

なお、平常点科目を含め、「出席さえしていれば単位がもらえる」科目などというものはありません。平常点科目の問い合わせについては、申請書の⑥の欄に記されている例をよく読んでから記入してください。

以上

成績評価確認の申請に関する注意事項

成績評価確認の申請を行う場合には、下記の注意事項をよく読んだうえで、その内容に従ってください。

1. 成績評価確認の申請の対象となるのは、法学部の教員（兼任講師も含む）が担当した科目の評価（特に「D」評価）に限ります（ただし、下記3. の※も参照）。
2. 成績評価確認の申請が可能な期間は、3月3日（金）成績発表後から3月17日（金）までです。ただし、この問合せにより卒業（再試験含む）の可能性が生じる場合は、必ず3月4日（土）正午までに申請してください（いずれも10:00～16:00、日と昼休み12:40～13:40を除く）。
3. 成績評価確認の申請の方法は、法学部への「成績評価確認申請用紙」の提出に限ります。教員への直接の照会その他の方法による申請には、一切応じられません（ただし、下記の※を参照）。

※ 所定の課題を提出したにもかかわらず評価が「R」であった場合、または、成績評価のための条件（所定要件を満たしたレポートの提出、所定回数以上の出席など）をすべて満たしているにもかかわらず、成績評価が「R」であった場合は、教務課窓口で問い合わせてください。

4. 申請に関する連絡および申請に対する回答は、原則として、「成績評価確認申請用紙」に記入されたメールアドレスに送信する形で行いますので、kokugakuin.ac.jpからのメールを確実に受け取ができるよう、迷惑メールフィルタ等を調整しておいてください。
 5. 申請に対する回答に先立ち、申請を受領した旨の確認や申請用紙の書き直し等の指示をメールですることがあります。メールに対して応答がない場合には、申請自体を放棄したものとみなしますので、返信の指示があるメールには、必ず従うようにしてください。
 6. 以上の点を確認したうえで、以下の注意事項をよく読んで、その内容を確認したら、それぞれのアルファベットの前にあるチェック欄にチェックを入れる（□を□とする）ようにしてください。
- A. 成績評価確認の制度は、授業内容・試験内容・その他の成績評価の材料・（明示された、または、想定される）採点基準等に照らして、自分の成績評価に誤りの疑いがあることについて明確な根拠をもつて主張することができる場合に限り、担当教員に評価の確認を求めるものです。

□ B. すべての教員は、成績評価が皆さん的人生を左右することにもなりかねないと承知しており、細心の注意をもって成績評価を行っています。したがって、教員にとって、自身の行った成績評価に疑義を申し立てられることは、極めて重大な事態とえいます。この点をよく心得たうえで、「だめで元々」とか「聞くだけ聞いてみよう」といった安易な気持ちでの申請や根拠のない申請はしないでください。

□ C. これまでのところ、「成績評価確認申請用紙」の各項目を明確に埋めることができなかつたにも関わらず、申請の結果、成績評価の内容に誤りがあり「D」評価が覆ったという例はありません。実際に法学部教務委員会として申請にかかる答案を確認しても、「D」評価相当と思われる答案である事例ばかりです。本制度の趣旨に即した申請ができるよう、単なる主観的な根拠に基づいて申請するのではなく、教科書・ノートや試験問題等を十分見直し、問い合わせるに足る客観的な根拠を明示できることを確認したうえで、その根拠を「成績評価確認申請用紙」に明確に記述してください。

□ D. 上記のことからもわかるように、成績評価確認の申請にあたっては、成績評価に疑問を持つ理由について、具体的な根拠とともに明確に説明できる必要があります。したがって、以下のような、理由・根拠の曖昧な申請に対しては、担当教員に照会するまでもなく、法学部教務委員会として確認をお断りさせていただきます。

a) 「なんとなく」申請する（問い合わせの根拠が曖昧・不明確・主観的であるなど）

- ・ 答案はちゃんと書いたので、「D」評価はおかしい。
- ・ 友達も同じような答案を書いて単位がついている。
- ・ 細部はともかく全体的にだいたい正しいことを書いていると思うので、単位はくるはずだ。
- ・ 結論は間違っているかもしれないが、ところどころ正しいことが書いてあるはずなので、部分点を合計すると合格点に到達していると思う。
- ・ 問題も答案も正確に覚えていないが、試験後に手応えがあったので、見直して欲しい。
- ・ 先生がだいたいみんな単位がつくと授業中に言っていたのに、不合格なのはおかしい。

b) 「お願い」として申請する（単なる単位の懇願、成績評価とは無関係の個人的事情の説明など）

- ・ 就職活動のため出席できませんでした。やっと内定もとれましたので、なんとかよろしくお願いします。
- ・ 家庭の事情でどうしても4年で卒業しないといけないので、その点も考慮してください。
- ・ だめだといわれるのは覚悟の上です。追加レポートでも何でもやります。なんとかお願いします。
- ・ 自分としては一生懸命やつたつもりなので、そこを評価して欲しい。

以上の注意事項を読み、申請の根拠等を検討したうえで、やはり確認の必要があると考える場合には、「成績評価確認申請用紙」に記入のうえ、申請をしてください。

「成績評価確認申請用紙」は、単なる単位懇願のような無意味な申請でないこと等を法学部教務委員会が確認するとともに、皆さんによる申請の趣旨を担当教員に正確に伝え、当該教員のほうでも正確に確認・回答するために必要なものです。このため、可能な限り明確かつ詳細に記入するようして下さい。

【補足】

- ① 成績発表後の成績評価の修正には、法学部教務委員会による承認が必要となります。したがって、担当教員のところに直接出向いて、成績評価の修正を申し出ることは許されず、正式な申請手続を経ていない場合には、法学部教務委員会が修正を認めないことがあります。担当教員のところに直接行ったりせず、必ず正式な手続に則った申請を行うようにして下さい。
- ② 成績評価確認の申請を正当化するために、出席回数を水増して説明したり、小テストの点数を偽って説明したりする事例が過去にありました。悪質な場合には、法学部教授会において何らかの処分を求めることもありますので、「成績評価確認申請用紙」には正確な記述をするようにして下さい。
- ③ 成績評価の修正ではなく、今後の勉強の参考にするために答案の問題点や勉強方法等について指導を受けたいというような場合であって、特に急ぐ事情がなければ、今回の申請はご遠慮ください。

以上